

射水市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

射水市長 夏野元志

射水市条例第22号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例(平成17年射水市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を、「該当するもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、「同項」を「法第314条の7第1項」に改める。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第24項を第25項とし、第23項を第24項とし、第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 10 条の 2 第 2 4 項を第 2 5 項とし、同条第 2 3 項を第 2 4 項とし、同条第 2 2 項の次に 1 項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 3 1 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 6 条の改正規定並びに次条第 1 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 4 条第 2 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の射水市市税条例(以下「新条例」という。)

第 3 4 条の 7 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の射水市市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 2 6 号)の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号。次項において「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)附則第 6 4 条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 1 0 条の 2 第 2 5 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 6 4 条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、

同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。